五霞町外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第１条　この告示は，公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき，外部公益通報の処理するため，町が講ずるべき措置を定めることにより，通報者の保護を図るとともに，事業者の法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　労働者等　法第2条第1項各号に掲げる者(五霞町職員等の公益通報に関する要綱(令和6年五霞町告示第70号)第2条第1号に規定する職員等を除く。)をいう。

(2)　通報対象事実　法第2条第3項に規定する事実をいう。

(3)　外部公益通報　労働者等が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する町の機関に対して行う法第2条第1項に規定する公益通報をいう。

(4)　所管課　通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う事務を所掌する所属（五霞町行政組織条例(平成25年五霞町条例第18号)に規定する課及び町長以外の執行機関の事務局をいう。）をいう。

(5)　通報者　外部公益通報をした労働者等をいう。

(職員の義務)

第３条　外部公益通報の処理に従事する職員は，通報者が第三者をして特定されないよう十分に配慮するとともに，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また，その職を退いた後についても同様とする。

２　外部公益通報が行われた場合において，職員自身又はその親族が当該外部公益通報に係る事案に関係しているときは，当該職員については，その対応に関与してはならない。

（外部公益通報窓口）

第４条　外部公益通報の受付及び外部公益通報に係る相談に応じるための窓口(以下「外部公益通報窓口」という。)を人事担当課とする。ただし，外部公益通報が人事担当課以外の所管課にあった場合は，当該所管課がこれを受け付けることができる。

（外部公益通報の受付)

第５条　外部公益通報は，文書，電子メール，ファクシミリ又は面談によるものとする。ただし，明らかに不正の目的でなされたと認める通報及び外部公益通報に該当しないと認める通報は，これを受け付けない。

２　外部公益通報は，実名により行うものとする。ただし，通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは，匿名により行うことができる。

３　外部公益通報窓口は，通報者が外部公益通報の到着を確認できない方法によって外部公益通報がなされた場合は，その到着を確認次第，その旨を当該通報者に通知するものとする。

４　外部公益通報窓口は，外部公益通報を受け付けたときは，五霞町外部公益通報受付書(様式第1号)に所定の事項を記載するとともに，その写しを保管し，外部公益通報受付書を所管課の長に送付するものとする。

（外部公益通報の受理等）

第６条　所管課の長は，受付書の内容を精査し，外部公益通報を受理するか否かを決定しなければならない。

２　所管課の長は，外部公益通報の受理又は不受理を決定したときは，五霞町外部公益通報受理(不受理)通知書(様式第2号)により，遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし，通報者が通知を希望しない場合又は通報者への通知が困難な場合は，この限りでない。

３　所管課の長は，前項の規定による通知をしたときは，その写しを外部公益通報窓口に送付するものとする。

（教示)

第７条　外部公益通報窓口又は所管課の長は，通報対象事実について町が処分又は勧告等をする権限を有しないことが分かったときは，五霞町外部公益通報受理(不受理)通知書により，処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく通報者に教示しなければならない。

（調査の実施）

第８条　所管課の長は，外部公益通報を受理したときは，当該外部公益通報に係る通報対象事実について，遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により調査を行わなければならない。

２　所管課の長は，前項の調査を行うに当たっては，通報者の秘密を守るため，通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

３　所管課の長は，第1項の調査が終了したときは，五霞町外部公益通報調査結果報告書(様式第3号)により，速やかに町長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第９条　町長は，前条第3項の規定による報告書を受け，通報対象事実があると認めるときは，速やかに法令に基づく措置その他の適当な措置を講じなければならない。

２　町長は，五霞町外部公益通報調査(措置)結果通知書(様式第4号)により，前条第1項の調査の結果及び前項の規定により講じた措置の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし，通報者が希望しない場合又は通報者への通知が困難な場合は，この限りでない。

３　町長は，前項の規定による通知を行うに当たっては，適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業の秘密，信用，名誉及びプライバシーに配慮するものとする。

（協力義務）

第１０条　職員は，外部公益通報に関し，他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは，正当な理由がある場合を除き，必要な協力をしなければならない。

２　通報対象事実に係る所管課が複数ある場合においては，各所管課の長は，連携して調査を行うなど，相互に協力しなければならない。この場合において，通報者に対する通知は，通報対象事実に関係する各所管課間で協議し，最も関連が深いとされた所管課の長が行うものとする。

（外部公益通報以外の通報）

第１１条　外部公益通報窓口は，外部公益通報以外の通報があったときは，必要に応じ，当該通報に係る所管課の長に情報提供を行うものとする。

２　所管課の長は，前項の通報が事業者の法令遵守の観点から外部公益通報に準ずると認めるときは，第6条から前条までの規定に準じ，当該通報を処理するものとする。

（運営状況の公表）

第１２条　町長は，前年度の外部公益通報の受付の件数及び主な内容等について，毎年度公表しなければならない。

（その他）

第１３条　この告示に定めるもののほか，外部公益通報に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，令和6年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

五霞町外部公益通報受付書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通　報　日 | | | 年　　　月　　　日 | | | |
| 通報の方法 | | | 文書・電子メール・ＦＡＸ・面談・その他（　　　） | | | |
| 通報者氏名及び住所 | | | 氏名  住所 | | | |
| 事業所名及び所在地 | | | 事業所名  所在地 | | | |
| 事業所での所属等 | | | ・社員（部署　　　　　　　　役職　　　　　　　）  ・パート・アルバイト  ・派遣労働者（派遣　 　　　　　　　　　　　　 ）  ・取引先（社名　　　　　　　部署　　　　　　　）  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 希望する連絡方法 | | | ・電話（自宅・携帯電話・その他（　　　　　 　））  ・電子メール  ・ＦＡＸ（自宅・その他（　　　　　　　　　 　））  ・郵送(自宅・その他（　　　　　　　　　　　　））  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　 　　　 ） | | | |
|  | | | （連絡先電話番号等　　　　　　　　　　　　　 ） | | | |
| 通 報 内 容 | （１）通報対象事実が  生じている・生じようとしている・その他（　　　　　　　　）  内容（いつ，どこで，何が，どのように，なぜ生じたのか等を確認）  対象となる法令違反等 | | | | | |
| （２）通報対象事実を知った経緯 | | | | | |
| （３）その他特記事項 | | | | | |
| 証拠書類の有無 | | | | あり（書面・その他（　　　　　　））　・　なし | | |
| 受理（不受理）通知書及び調査結果報告書 | | | | 希望する　・　希望しない | | |
|  | | |  | | | |
| 受 付 日 | | 年　　月　　日 | | | 受付者職氏名 |  |

備考　文書，電子メール，ＦＡＸ又は面談により受け付けます。

様式第2号(第6条，第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

五霞町長　知久　清志

五霞町外部公益通報受理（不受理）通知書

　　　　　年　　月　　日付けであなたから受け付けた外部公益通報の対応は，次のとおり決定したので，五霞町外部公益通報に関する要綱（令和6年五霞町告示第71号）第6条第2項の規定により，下記のとおり通知します。

記

１　通報内容

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

２　結　　果

（１）外部公益通報として受理し，通報対象事実について調査を開始しました。

（２）次の理由により，不受理としました。

　　（不受理の理由）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

（３）五霞町には処分及び勧告等をする権限がないため，次の行政機関に通報してください。

　　（通報先）

様式第3号(第8条関係)

年　　月　　日

五霞町長　知久　清志　様

五霞町　　　　　　課

五霞町外部公益通報調査結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 通報者 |  |
| 通報内容 |  |
|  |
|  |
| 調査期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 調査方法  該当項目  に○印を  付ける。 | ・通報者からの情報収集  ・関係書類の閲覧  ・関係者からの聴取  ・立入検査  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 調査結果 | 事実の有無  □通報対象事実あり　　　□通報対象事実なし |
| 調査結果の内容 |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 特記事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式第4号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

五霞町長　知久　清志

五霞町外部公益通報調査（措置）結果報告書

　　　　　年　　月　　日付けであなたから受け付けた外部公益通報に係る調査結果及び措置結果について，五霞町外部公益通報に関する要綱（令和6年五霞町告示第71号）第9条第2項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 調査機関 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 調査結果 | 事実の有無　　□通報対象事実あり　　□通報対象事実なし |
| 調査結果の内容 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 調査結果  に基づく  措置結果 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 特記事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

本件調査（措置）に関する問合せ先

五霞町　　　　　　　　課

電話　　　－　　　－